

3 受給権者の現状及び推移

(1) 受給権者数 一各制度とも増加が続く－

平成13年度末の受給権者数は、厚生年金2,056万人、国共済88万人、地共済205万人、私学共済24万人、農林年金35万人、国民年金2,067万人（新法基礎年金と旧法国民年金の合計）であった（表22）。この受給権者数は、厚生年金と基礎年金の受給権を両方有するなど1人で複数の受給権を有している者は、それぞれカウントしたものである。また、遺族年金の受給権者の場合、要件に該当する遺族すべてに受給権が付与されること、例えば配偶者と子供が2人いた場合、1人分の遺族年金に対し受給権者数は3人となることにも留意が必要である。

これらの重複を除いた何らかの公的年金の受給権を有する者の数は、基礎年金番号を活用して算出すると2,951万人である。

表22 受給権者数の推移

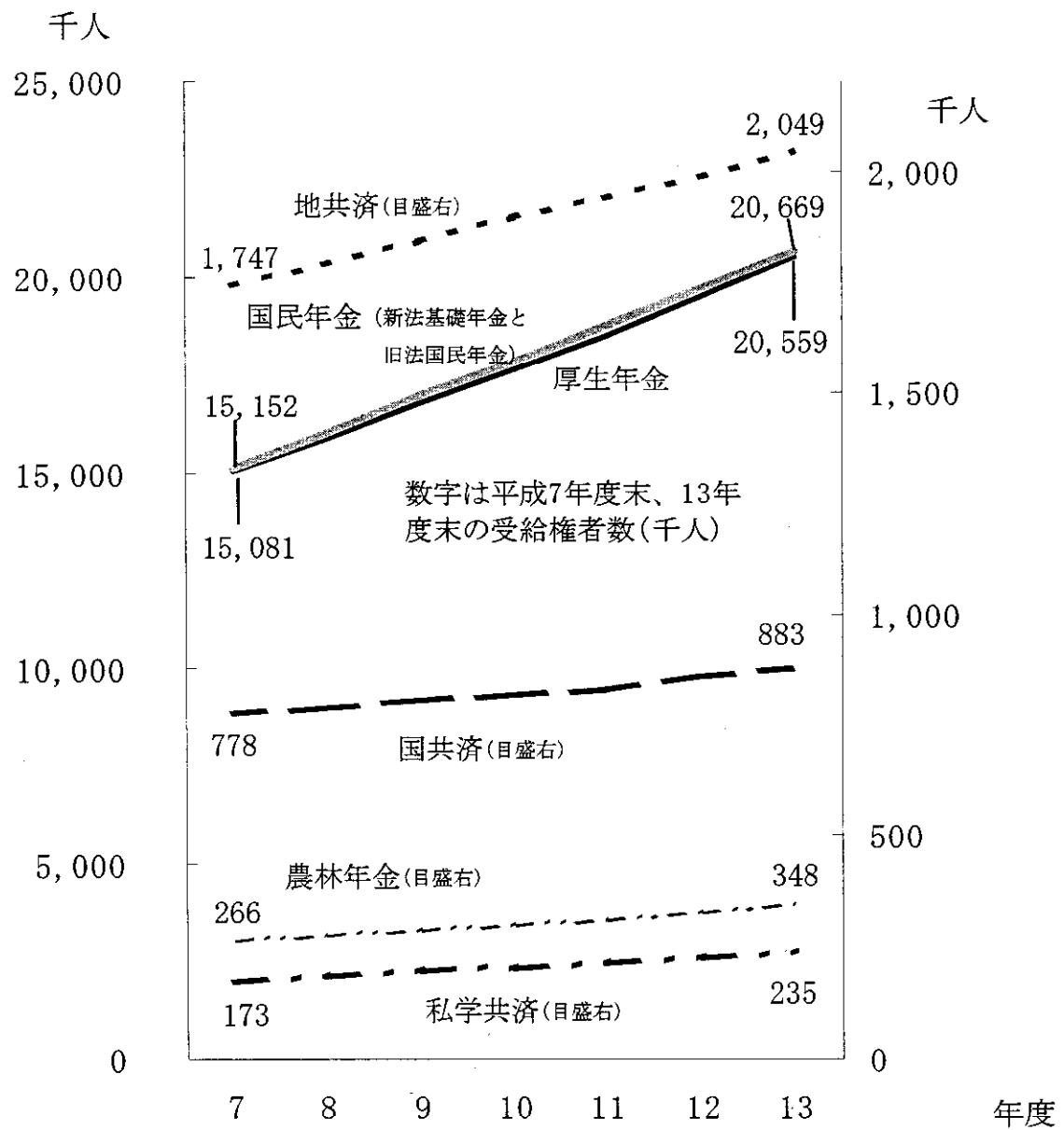
年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	千人					
平成7	14,448	633	778	1,747	173.5	266.0	15,152
8	15,239	632	794	1,793	184.6	278.2	16,010
9	16,813		810	1,848	193.5	290.4	16,987
10	17,679		823	1,898	202.5	302.8	17,871
11	18,571		835	1,942	212.7	314.9	18,795
12	19,529		862	1,984	223.8	330.7	19,737
13	20,559		883	2,049	235.3	348.1	20,669
対前年度増減率(%)							
8	5.2		2.0	2.6	6.4	4.6	5.7
9	5.9		2.1	3.1	4.8	4.4	6.1
10	5.2		1.6	2.7	4.7	4.3	5.2
11	5.0		1.5	2.3	5.0	4.0	5.2
12	5.2		3.1	2.2	5.2	5.0	5.0
13	5.3		2.5	3.2	5.1	5.3	4.7

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

受給権者数の推移をみると（表22、図5）、各制度とも増加を続けており、対前年度増加率は8年度以降で、厚生年金が5%台、私学共済が4~6%程度、農林年金が4~5%程度、国民年金が4~6%程度であるが、国共済と地共済の増加率はやや低く、国共済1~2%程度、地共済2~3%程度となっている。13年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では厚生年金と農林年金の増加率が最も大きく、厚生年金5.3%増、農林年金5.3%増、次いで私学共済5.1%増、地共済3.2%増、国共済2.5%増

の順となっている。また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の受給権者数は4.7%増となっている。

図5 受給権者数の推移



(受給者数)

年金が全額支給停止^注されている者を除いた受給者数は、表23のように推移しており、その動向は上でみた受給権者数の動向と概ね同じである。

注 年金は、併給調整や在職老齢年金の仕組によって全額又は一部が支給停止となることがある。

表23 受給者数の年次推移

年度末	厚生年金		国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	千人 旧三共済					
平成7	13,621	-	-	1,680	157.8	257.7	14,751
8	14,324	-	-	1,729	167.6	270.2	15,611
9	15,778	-	-	1,783	176.7	282.7	16,585
10	16,503	-	-	1,833	185.9	294.1	17,469
11	17,233	811	-	1,875	195.8	305.3	18,362
12	18,074	837	-	1,913	206.7	319.6	19,304
13	19,005	857	-	1,970	217.3	335.8	20,238
対前年度増減率(%)							
8	-	-	-	3.0	6.2	4.8	5.8
9	-	-	-	3.1	5.5	4.6	6.2
10	4.6	-	-	2.8	5.2	4.0	5.3
11	4.4	-	-	2.3	5.3	3.8	5.1
12	4.9	-	3.2	2.0	5.6	4.7	5.1
13	5.2	-	2.4	3.0	5.1	5.0	4.8

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

(2) 年金種別別にみた状況

ア 平成13年度末の状況

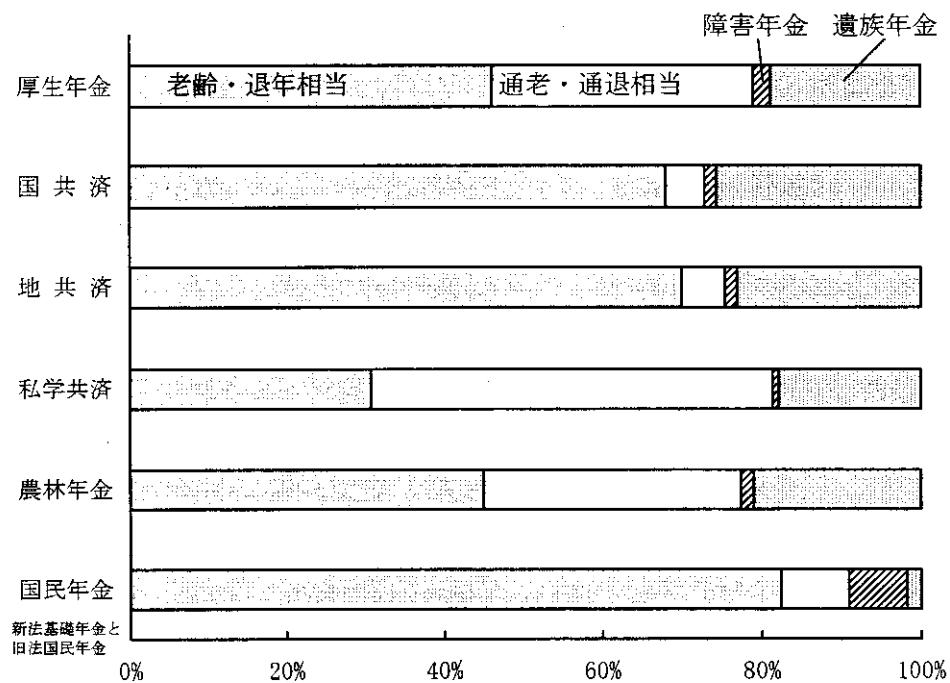
受給権者を年金種別、すなわち

- ① 老齢・退年相当の老齢・退職年金（以下「老齢・退年相当^注」という。）
- ② 通老・通退相当の老齢・退職年金（以下「通老・通退相当^注」という。）
- ③ 障害年金
- ④ 遺族年金

の別にみる。

注 「老齢・退年相当」とは、加入期間が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしている（経過措置（現在は20年以上）及び中高齢の特例措置（15年以上）を含む）新法の老齢厚生年金・退職共済年金、及び基礎年金制度導入前の旧法の老齢年金・退職年金のこと、「通老・通退相当」とは、老齢・退年相当に該当しない新法老齢厚生年金・退職共済年金、及び旧法の通算老齢年金・通算退職年金のことである。

図 6 受給権者の年金種別別構成 一平成 13 年度末一



制度によって異なるが、概ね老齢・退年相当が最も多く、次いで通老・通退相当、遺族年金、そして障害年金が最も少ないという順になっている。

この傾向は、受給者数でみても大きな違いはない（表 24、図 6）。

(国民年金は遺族年金が少ない)

ただし、国民年金では遺族年金が障害年金よりも少ない。遺族年金の受給権者数割合をみると、国民年金は 1.8% であり、一方、被用者年金では最も低い私学共済でも 17.8%（厚生年金は 18.8%）ある。これは、国民年金の遺族基礎年金^注は基本的には 18 歳未満の子^注又は 18 歳未満の子を有する妻にしか支給されないのでに対し、被用者年金の遺族年金は死亡した老齢年金受給権者の配偶者にも原則として受給権が与えられることから、このような違いが生じていると考えられる。

注 国民年金には遺族基礎年金以外に「寡婦年金」、「死亡一時金」がある。国民年金の遺族年金受給権者数には寡婦年金の受給権者数も含まれるがウェイトは小さい。また、18 歳未満の子とは正しくは 18 歳に到達した年度の末日までにある子又は 20 歳未満の障害等級の 1 級・2 級の障害の状態にある子のことである。

(国共済と地共済は通老・通退相当が少ない)

また、国共済と地共済にあっては、通老・通退相当の占める割合はそれぞれ 4.9%、5.5% でしかも、他の被用者年金が 30% 以上であるのに比べて小さい。国共済と地共済は、加入期間の長い者の比率が他の被用者年金に比べて高いことがうかがえる。例えば、老齢・退年相当の平均加入期間をみると、国共済 416 ケ

月、地共済 410 ヶ月であり、厚生年金 367 ヶ月、私学共済 368 ヶ月、農林年金 358 ヶ月に比べて長いものとなっている。

(私学共済は通老・通退相当が多い)

私学共済は老齢・退年相当 30.7%に対し通老・通退相当が 50.7%と、通老・通退相当の方が老齢・退年相当よりも多くなっている（厚生年金は老齢・退年相当 46.1%に対し通老・通退相当 32.9%である。）。

表 24 年金種別別にみた受給権者数及び受給者数 一平成 13 年度末一

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
	千人	千人	千人	千人	千人	千人
受給権者数						
計	20,559	883	2,049	235.3	348.1	20,669
老齢・退職年金	9,486	601	1,434	72.3	156.7	17,030
老齢・退年相当						
通老・通退相当	6,764	43	112	119.2	112.7	1,764
障害年金	436	13	32	1.8	5.7	1,508
遺族年金	3,873	226	470	42.0	72.9	367
構成比	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	46.1	68.1	70.0	30.7	45.0	82.4
老齢・退年相当						
通老・通退相当	32.9	4.9	5.5	50.7	32.4	8.5
障害年金	2.1	1.5	1.6	0.8	1.6	7.3
遺族年金	18.8	25.6	22.9	17.8	20.9	1.8
受給者数	千人	千人	千人	千人	千人	千人
計	19,005	857	1,970	217.3	335.8	20,238
老齢・退職年金	8,951	586	1,393	61.5	150.2	16,930
老齢・退年相当						
通老・通退相当	6,201	41	108	112.3	108.0	1,758
障害年金	325	9	21	1.5	5.2	1,403
遺族年金	3,528	220	449	41.9	72.4	147
構成比	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	47.1	68.4	70.7	28.3	44.7	83.7
老齢・退年相当						
通老・通退相当	32.6	4.8	5.5	51.7	32.2	8.7
障害年金	1.7	1.1	1.1	0.7	1.5	6.9
遺族年金	18.6	25.7	22.8	19.3	21.6	0.7

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

イ 推移

年金種別別に受給権者数の推移をみると（表 25）、国民年金の通老・通退相当と遺族年金以外は各制度とも、いずれの年金種別でも増加を続けている。

（老齢・退年相当 一私学共済 6.6%増、厚生年金 5.2%増一）

老齢・退年相当について平成 13 年度の対前年度増加率をみると、被用者年金では私学共済の 6.6% 増が最も大きく、次いで厚生年金 5.2% 増、農林年金 3.7% 増、地共済 2.8% 増、国共済 1.5% 増の順となっている。（表 25）

また、国民年金の老齢・退年相当の受給権者（老齢基礎年金受給権者を含む）は 6.0% 増であった。

国共済と地共済の老齢・退年相当は 13 年度に限らず、他制度に比べて増加ペースが遅い。これは、この 2 制度が恩給公務員期間等を通算しており、相対的に成熟の程度が高いためである。受給権者数の増加ペースが他制度よりも遅いが、年金財政の観点からは、今後、恩給公務員期間等を有する者が少なくなると共に、財源が国・地方公共団体が事業主として負担する追加費用から保険料にシフトしていく、すなわち保険料負担が増加していくことに留意が必要である。

（通老・通退相当 一私学共済以外は、老齢・退年相当よりも伸びが大きい一）

通老・通退相当の動きを老齢・退年相当と比べると、私学共済以外の被用者年金では、通老・通退相当の伸びの方が高くなっている。13 年度の対前年度増加率でみると、例えば厚生年金は、老齢・退年相当 5.2% 増に対し、通老・通退相当は 6.5% 増となっている。これに対し、私学共済は老齢・退年相当 6.6% 増に対し、通年・通退相当は 4.4% 増となっている。

なお、国民年金の通老・通退相当は、旧法の通算老齢年金受給権者であるため、年々減少している。

（遺族年金）

遺族年金は、国民年金では減少している年度があるものの、他の年金では増加を続けており、平成 13 年度の対前年度増加率をみると、厚生年金 3.6% 増、国共済 3.5% 増、地共済 3.6% 増、私学共済 4.8% 増、農林年金 5.1% 増となっている。

（障害年金）

障害年金も、各制度で増加を続けている。増加率は老齢・退職年金や遺族年金に比べると国民年金以外は総じて低く、平成 13 年度の対前年度増加率をみると、国共済の 3.3% 増を除き、総じて 2% 台の伸びにとどまっている。

表25 年金種別別にみた受給権者数の推移

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	15,081	7,051	4,606	378	3,047	778	565	25	11	176
8	15,871	7,386	4,923	386	3,177	794	570	28	11	184
9	16,813	7,822	5,299	393	3,299	810	576	30	11	192
10	17,679	8,217	5,625	404	3,433	823	579	32	11	200
11	18,571	8,580	5,975	415	3,601	835	580	35	12	208
12	19,529	9,014	6,352	425	3,737	862	592	39	12	218
13	20,559	9,486	6,764	436	3,873	883	601	43	13	226
対前年度増減率(%)										
8	5.2	4.7	6.9	2.1	4.3	2.0	0.9	9.2	2.2	4.6
9	5.9	5.9	7.6	2.0	3.8	2.1	1.1	8.1	2.5	4.3
10	5.2	5.0	6.1	2.7	4.1	1.6	0.5	7.6	1.8	4.1
11	5.0	4.4	6.2	2.8	4.9	1.5	0.2	7.9	1.7	4.0
12	5.2	5.1	6.3	2.4	3.8	3.1	2.1	10.9	4.5	4.8
13	5.3	5.2	6.5	2.5	3.6	2.5	1.5	12.7	3.3	3.5
地共済						私学共済				
年度末	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	1,747	1,266	88	28	364	173.5	49.0	92.7	1.4	30.3
8	1,793	1,290	92	29	382	184.6	53.6	97.4	1.5	32.2
9	1,848	1,322	95	30	401	193.5	56.8	101.0	1.5	34.1
10	1,898	1,349	98	30	420	202.5	60.2	105.0	1.6	35.8
11	1,942	1,372	101	31	438	212.7	63.5	109.3	1.6	38.1
12	1,984	1,394	104	32	454	223.8	67.8	114.1	1.7	40.1
13	2,049	1,434	112	32	470	235.3	72.3	119.2	1.8	42.0
対前年度増減率(%)										
8	2.6	1.9	4.0	2.3	5.0	6.4	9.3	5.0	4.3	6.1
9	3.1	2.5	3.7	2.2	4.9	4.8	6.0	3.7	2.5	6.1
10	2.7	2.0	3.2	2.3	4.7	4.7	5.9	3.9	3.3	4.8
11	2.3	1.7	2.6	2.1	4.3	5.0	5.6	4.2	4.0	6.6
12	2.2	1.6	3.5	1.8	3.6	5.2	6.7	4.4	3.8	5.2
13	3.2	2.8	7.3	2.9	3.6	5.1	6.6	4.4	2.5	4.8
農林年金						国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金				
年度末	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人	千人
7	266.0	132.9	75.3	4.8	53.0	15,152	11,400	2,109	1,309	334
8	278.2	136.2	80.7	5.0	56.3	16,010	12,276	2,063	1,338	332
9	290.4	140.4	85.4	5.1	59.5	16,987	13,276	2,011	1,370	331
10	302.8	143.7	91.2	5.3	62.5	17,871	14,186	1,952	1,402	331
11	314.9	146.5	96.8	5.4	66.1	18,795	15,090	1,890	1,437	377
12	330.7	151.1	104.6	5.6	69.4	19,737	16,061	1,829	1,473	373
13	348.1	156.7	112.7	5.7	72.9	20,669	17,030	1,764	1,508	367
対前年度増減率(%)										
8	4.6	2.5	7.2	2.8	6.1	5.7	7.7	△ 2.2	2.3	△ 0.5
9	4.4	3.1	5.9	2.3	5.7	6.1	8.1	△ 2.6	2.3	△ 0.2
10	4.3	2.4	6.9	4.3	5.0	5.2	6.9	△ 2.9	2.3	0.1
11	4.0	1.9	6.1	2.3	5.9	5.2	6.4	△ 3.2	2.6	13.7
12	5.0	3.1	8.1	2.9	4.9	5.0	6.4	△ 3.2	2.5	△ 0.9
13	5.3	3.7	7.7	2.5	5.1	4.7	6.0	△ 3.5	2.3	△ 1.7

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(3) 年金総額

ア 平成 13 年度末の状況

平成 13 年度末の年金総額（受給権者の年金額の総額）は、厚生年金 22 兆 8,204 億円、国共済 1 兆 7,534 億円、地共済 4 兆 3,789 億円、私学共済 2,497 億円、農林年金 4,180 億円、国民年金 12 兆 5,830 億円（新法基礎年金と旧法国民年金）であった（表 26）。国民年金の 12 兆 5,830 億円には、旧法被用者年金の基礎年金相当分（旧法年金のいわゆる 1 階部分）は含まれない。公的年金制度全体で 42 兆 2,034 億円である。これを全額支給停止されている年金を外した受給者ベースでみると 40 兆 5,495 億円となる。受給者ベースの年金総額は、一部が支給されている年金については、停止前の年金額を足し合わせたものである。したがって、受給者ベースの年金総額であっても、そのすべてが支給されているわけではない。以下では、特に断らない限り、年金総額は受給権者ベースのものとする。

表 26 年金種別別にみた年金総額 一平成 13 年度末一

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	被用者年金 制度計	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	228,204	17,534	43,789	2,497	4,180	296,204	125,830	422,034
老齢・退職年金	164,588	13,803	35,463	1,615	2,947	218,416	105,494	323,910
老齢・退職年金 通老・通退相当	20,898	234	702	551	411	22,796	3,821	26,617
障害年金	4,130	184	535	21	70	4,940	13,782	18,722
遺族年金	38,587	3,305	7,089	309	752	50,042	2,733	52,775
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	72.1	78.7	81.0	64.7	70.5	73.7	83.8	76.7
老齢・退職年金 通老・通退相当	9.2	1.3	1.6	22.1	9.8	7.7	3.0	6.3
障害年金	1.8	1.0	1.2	0.8	1.7	1.7	11.0	4.4
遺族年金	16.9	18.8	16.2	12.4	18.0	16.9	2.2	12.5
受給者	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
計	216,428	17,097	42,571	2,211	4,034	282,341	123,155	405,495
老齢・退職年金	156,826	13,488	34,678	1,366	2,827	209,185	105,003	314,188
老齢・退職年金 通老・通退相当	19,610	224	679	518	394	21,424	3,808	25,232
障害年金	2,978	134	369	18	66	3,565	12,876	16,441
遺族年金	37,015	3,245	6,845	309	748	48,162	1,467	49,629
構成比	%	%	%	%	%	%	%	%
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
老齢・退職年金	72.5	78.9	81.5	61.8	70.1	74.1	85.3	77.5
老齢・退職年金 通老・通退相当	9.1	1.3	1.6	23.4	9.8	7.6	3.1	6.2
障害年金	1.4	0.8	0.9	0.8	1.6	1.3	10.5	4.1
遺族年金	17.1	19.0	16.1	14.0	18.5	17.1	1.2	12.2

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

年金種別の割合をみると、各制度とも老齢・退年相当の老齢・退職年金が70～80%を占める。ただし私学共済は64.7%と他制度に比べて低く、代わりに通老・通退相当の老齢・退職年金が22.1%と他制度に比べて高くなっている。また、被用者年金にあっては、概ね、遺族年金が16～19%（私学共済のみ12.4%）、障害年金は1～2%であるのに対し、国民年金は遺族年金が2.2%と小さく、障害年金は11.0%となっている。

なお、この傾向は、受給者ベースでみても特に変わりはない。

イ 推移

年金総額の推移をみると（表27）、総じて増加を続けている。平成13年度の対前年度増減率をみると、被用者年金制度では私学共済が最も大きく2.7%増、次いで厚生年金2.2%増、地共済1.2%増、農林年金1.2%増、国共済は0.1%減となっている。

また、国民年金（新法基礎年金と旧法国民年金）の年金総額は13年度、対前年度6.3%増であった。

（老齢・退年相当の老齢・退職年金）

老齢・退年相当についてみると、13年度の対前年度増減率は、厚生年金1.7%増、国共済1.0%減、地共済0.6%増、私学共済3.0%増、農林年金0.2%増、国民年金7.5%増となっている。

（遺族年金）

遺族年金の年金総額は13年度の対前年度増減率でみると、厚生年金3.9%増、国共済3.5%増、地共済4.2%増、私学共済5.3%増、農林年金5.0%増となっており、いずれも老齢・退年相当の老齢・退職年金よりも高い率で増加している。より長いスパン（8年度以降）でみても、被用者年金では、遺族年金が老齢・退年相当の老齢・退職年金よりも総じて高い率で増加している。

表27 年金種別別にみた年金総額の推移
—受給権者ベース—

年度末	厚生年金					国共済				
	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	183,438	134,094	16,411	3,899	29,033	16,845	13,979	183	183	2,490
8	189,722	138,338	17,056	3,904	30,423	16,935	13,935	193	181	2,615
9	197,655	144,158	17,835	3,910	31,752	17,013	13,888	200	180	2,736
10	207,943	151,383	18,775	4,001	33,784	17,290	13,985	210	181	2,906
11	216,023	156,716	19,580	4,064	35,663	17,331	13,880	217	180	3,045
12	223,292	161,781	20,287	4,095	37,129	17,557	13,947	226	183	3,193
13	228,204	164,588	20,898	4,130	38,587	17,534	13,803	234	184	3,305
対前年度増減率(%)										
8	3.4	3.2	3.9	0.1	4.8	0.5	△ 0.3	5.7	△ 0.9	5.0
9	4.2	4.2	4.6	0.1	4.4	0.5	△ 0.3	3.6	△ 0.6	4.6
10	5.2	5.0	5.3	2.3	6.4	1.6	0.7	4.8	0.5	6.2
11	3.9	3.5	4.3	1.6	5.6	0.2	△ 0.7	3.3	△ 0.7	4.8
12	3.4	3.2	3.6	0.8	4.1	1.3	0.5	4.1	1.7	4.8
13	2.2	1.7	3.0	0.8	3.9	△ 0.1	△ 1.0	3.6	0.7	3.5
地共済						私学共済				
年度末	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	40,053	33,686	654	534	5,180	1,922	1,193	496	19	214
8	40,437	33,769	659	531	5,479	2,043	1,286	511	20	227
9	41,059	34,088	662	528	5,780	2,117	1,340	516	19	241
10	42,287	34,889	674	534	6,190	2,232	1,423	531	20	258
11	42,901	35,165	675	536	6,526	2,327	1,489	540	21	278
12	43,257	35,244	680	532	6,802	2,432	1,569	548	21	294
13	43,789	35,463	702	535	7,089	2,497	1,615	551	21	309
対前年度増減率(%)										
8	1.0	0.2	0.8	△ 0.5	5.8	6.3	7.8	2.8	2.5	6.0
9	1.5	0.9	0.5	△ 0.5	5.5	3.6	4.2	1.0	△ 2.0	6.4
10	3.0	2.3	1.8	1.2	7.1	5.4	6.2	2.9	4.0	6.8
11	1.5	0.8	0.1	0.2	5.4	4.3	4.7	1.7	2.2	7.6
12	0.8	0.2	0.7	△ 0.6	4.2	4.5	5.4	1.6	2.8	5.8
13	1.2	0.6	3.3	0.5	4.2	2.7	3.0	0.5	0.6	5.3
農林年金						国民年金 新法基礎年金と旧法国民年金				
年度末	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金	計	老齢・退職年金		障害年金	遺族年金
		老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当				老齢・ 退年相当	通老・ 通退相当		
平成	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円	億円
7	3,623	2,690	339	65	528	79,731	61,091	4,361	11,866	2,413
8	3,710	2,730	352	66	563	86,324	67,546	4,281	12,097	2,399
9	3,806	2,781	362	66	598	93,767	74,816	4,185	12,344	2,391
10	3,947	2,860	378	68	640	102,532	83,123	4,151	12,821	2,437
11	4,036	2,895	390	69	682	110,700	90,629	4,059	13,216	2,796
12	4,129	2,940	404	70	716	118,360	98,136	3,945	13,505	2,775
13	4,180	2,947	411	70	752	125,830	105,494	3,821	13,782	2,733
対前年度増減率(%)										
8	2.4	1.5	3.6	0.6	6.6	8.3	10.6	△ 1.8	1.9	△ 0.6
9	2.6	1.9	2.8	0.4	6.2	8.6	10.8	△ 2.2	2.0	△ 0.3
10	3.7	2.9	4.6	3.4	7.0	9.3	11.1	△ 0.8	3.9	1.9
11	2.3	1.2	3.2	0.9	6.6	8.0	9.0	△ 2.2	3.1	14.7
12	2.3	1.6	3.5	1.2	5.0	6.9	8.3	△ 2.8	2.2	△ 0.8
13	1.2	0.2	1.7	1.1	5.0	6.3	7.5	△ 3.1	2.1	△ 1.5

注 国共済の「計」には、船員給付及び公務災害給付が含まれている。

(4) 老齢・退年相当の受給権者

老齢・退年相当に絞って、受給権者の男女構成、平均年齢、平均年金月額などの状況をみる。平成13年度末の老齢・退年相当の受給権者数は、厚生年金949万人、国民年金1,703万人（新法老齢基礎年金及び旧法国民年金の老齢年金受給権者数）、共済年金は国共済60万人、地共済143万人、私学共済7万人、農林年金16万人であった（表28）。

老齢・退年相当の受給権者に占める女性の割合は、被用者年金では私学共済が最も高く40.0%、次いで厚生年金31.2%、地共済30.5%、農林年金24.6%、国共済15.7%の順となっている。国民年金は58.8%である。

平均年齢は、被用者年金は各制度とも70歳前後である。一方、国民年金は72.9歳と、被用者年金に比べてやや高い。

なお、表中、「老齢基礎年金等受給権者数21,308千人」とあるのは、老齢・退職年金の受給権を有する65歳以上の者（ただし老齢基礎年金の繰上げ受給を選択している65歳未満の者も含む。）の人数である。これは、老齢基礎年金受給権者数、旧国民年金法による老齢年金受給権者数、被用者年金の65歳以上の旧法老齢・退職年金の受給権者数のほか、旧法の通算老齢年金・通算退職年金の受給権者のうち、それぞれの年金を通算すれば、老齢・退年相当となる者の数を推計して加えたものである。

表28 老齢・退年相当の老齢・退職年金の受給権者数、平均年齢 —平成13年度末—

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金	公的年金 制度全体
受給権者数 計	千人 9,486	千人 601	千人 1,434	千人 72.3	千人 156.7	千人 17,030	千人 21,308
男	6,527	507	997	43.3	118.2	7,018	老齢基礎 年金等受 給権者数
女	2,959	94	437	28.9	38.5	10,012	
女性割合(%)	31.2	15.7	30.5	40.0	24.6	58.8	
平均年齢 計	歳 70.3	歳 71.1	歳 71.1	歳 69.5	歳 70.3	歳 72.9	
男	70.1	71.1	71.1	69.0	70.7	71.7	
女	70.7	71.5	71.0	70.4	69.1	73.8	

(平均年金月額^注)

平均年金月額(老齢基礎年金分も含む。)をみると(表29)、地共済が最も高く23.2万円、次いで国共済21.7万円、私学共済21.6万円、農林年金17.9万円、厚生年金17.3万円(厚生年金基金代行分も含む。)の順となっている。

平均年金月額の比較に際しては、共済年金は厚生年金に比べて報酬比例部分の給付乗率がいわゆる職域部分に相当する分、高くなっていることに留意が必要である。

平均年金月額の計算に当たり、

- ・繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者
- ・特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分は受給しているが定額部分は支給開始年齢に到達しておらず受給していない者(65歳未満の者に支給される特別支給の老齢・退職年金については、13年度から定額部分の支給開始年齢の順次引上げ(報酬比例部分は従来どおり60歳支給開始)が始まっている。)を除くと、地共済23.8万円、国共済22.9万円、私学共済22.2万円、農林年金18.5万円、厚生年金の17.4万円(厚生年金基金代行分も含む。)となる。

注 平均年金月額は受給権者の裁定年金額の平均値であり、在職老齢年金制度による支給停止等を考慮する以前の額である。用語解説「平均年金月額」の項を参照のこと。

表29 老齢・退年相当の老齢・退職年金の平均年金月額 一平成13年度末一

区分	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金 新法基礎年金と 旧法国民年金
平均年金月額 (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	円
計	172,795	217,058	232,333	216,495	179,218	51,622
男性	200,469	223,053	244,933	241,545	195,386	58,013
女性	111,760	184,814	203,631	179,040	129,522	47,142
女(男=100)	55.7	82.9	83.1	74.1	66.3	81.3
平均加入期間	月	月	月	月	月	月
計	367	416	410	368	358	292
男性	408	420	425	381	371	328
女性	277	397	377	349	319	266
繰上・繰下等除く平均年金月額 ^{注1} (老齢基礎年金分を含む)	円	円	円	円	円	円
計	174,470	229,440	237,784	222,264	185,175	57,814
						5.9万円

注1 ○繰上げ・繰下げ支給を選択し、年金額が本来の年金額よりも減額又は増額されている者を除く。
○特別支給の老齢・退職年金について、報酬比例部分の支給開始年齢60歳に達しているものの定額部分の支給開始年齢には到達していない者を除く。

注2 繰上げ・繰下げ支給分を除いた老齢基礎年金の平均年金月額である。

新法老齢基礎年金については、繰上げ・繰下げを除いたものが平均5.9万円となる。なお、繰上げ・繰下げ支給を選択した老齢基礎年金受給権者に係る分も含め、

さらに旧国民年金法による老齢年金受給権者に係る分も含めると 5.2 万円（表中「51,622 円」）である。

（女性の平均年金月額　－男女格差の小さい国共済、地共済－）

女性の平均年金月額（老齢基礎年金分を含む。）をみると（表 29）、厚生年金は 11.2 万円であり男性（20.0 万円）の 55.7% の水準、農林年金は 13.0 万円であり男性（19.5 万円）の 66.3% の水準と、男性のほぼ 5～6 割の水準であるのに対し、国共済は 18.5 万円であり男性（22.3 万円）の 82.9% の水準、地共済は 20.4 万円であり男性（24.5 万円）の 83.1% の水準と、男女間の差が小さい。これは、国共済や地共済では、加入期間や 1 人当たり標準報酬月額の男女間格差が小さいためと考えられる。

（平均年金月額の推移）

平均年金月額の推移をみると（表 30）、13 年度は国民年金以外の被用者年金はいずれも減少で、対前年度増減率は、私学共済 2.2% 減、厚生年金と農林年金が共に 1.7% 減、国共済 1.2% 減、地共済 1.1% 減となっている。厚生年金、国共済、地共済、私学共済は、12 年度も減少しており、2 年連続の減少となった。

一方、国民年金の平均年金月額（新法老齢基礎年金と旧国民年金の老齢年金の平均）は増加を続けており、平成 13 年度は対前年度 1.4% の増、51,622 円となった。

老齢基礎年金分を含まない平均年金月額でみると、被用者年金では 8 年度以降、10 年度を除き、総じて減少を続けている。

表30 平均年金月額の推移 ー老齢・退年相当の老齢・退職年金ー

○老齢基礎年金分を含む

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金	
						新法基礎年金と 旧法国民年金	円
平成	円	円	円	円	円	円	円
7	171,478	216,304	232,691	218,302	175,177	44,656	
8	171,793	216,147	232,008	218,014	176,035	45,851	
9	172,168	215,781	231,810	217,599	176,784	46,982	
10	174,906	219,176	234,638	220,922	180,481	48,828	
11	176,161	220,062	235,604	221,772	182,049	50,047	
12	175,865	219,606	234,931	221,343	182,279	50,918	
13	172,795	217,058	232,333	216,495	179,218	51,622	
対前年度増減率(%)							
8	0.2	△ 0.1	△ 0.3	△ 0.1	0.5	2.7	
9	0.2	△ 0.2	△ 0.1	△ 0.2	0.4	2.5	
10	1.6	1.6	1.2	1.5	2.1	3.9	
11	0.7	0.4	0.4	0.4	0.9	2.5	
12	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.3	△ 0.2	0.1	1.7	
13	△ 1.7	△ 1.2	△ 1.1	△ 2.2	△ 1.7	1.4	

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済に係る基礎年金額を含まない。

○老齢基礎年金分を含まない

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金	
						新法基礎年金と 旧法国民年金	円
平成	円	円	円	円	円	円	円
7	155,814	206,265	221,687	202,671	168,671		
8	153,534	203,724	218,158	199,788	166,961		
9	153,578	200,846	214,859	196,547	165,034		
10	153,523	201,242	215,515	196,978	165,823		
11	152,207	199,261	213,615	195,315	164,619		
12	149,564	196,201	210,629	192,790	162,109		
13	144,584	191,367	206,105	186,302	156,675		
対前年度増減率(%)							
8	△ 1.5	△ 1.2	△ 1.6	△ 1.4	△ 1.0		
9	0.0	△ 1.4	△ 1.5	△ 1.6	△ 1.2		
10	△ 0.0	0.2	0.3	0.2	0.5		
11	△ 0.9	△ 1.0	△ 0.9	△ 0.8	△ 0.7		
12	△ 1.7	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.3	△ 1.5		
13	△ 3.3	△ 2.5	△ 2.1	△ 3.4	△ 3.4		

注 厚生年金の平成8年度以前は旧三共済を含まない。

平均年金月額の動向に影響を与える加入期間の動向をみると（表 31）、各制度とも年々伸長してきているが、特に国民年金は 7 年度以降でみて、7 年度の 241 ヶ月から 13 年度は 292 ヶ月まで、年 8~10 ヶ月の増加となっている。この間、被用者年金は、伸びの大きい厚生年金、私学共済、農林年金でも、年 3~4 ヶ月程度の伸びである。なお、国共済と地共済の加入期間の伸びは、厚生年金などに比べて小さい。

被用者年金の平均年金月額は、平均加入期間が伸長するものの、最近では減少傾向を示していることになるが、その要因として次のことが考えられる。

- ・13 年度の減少については、13 年度中に 60 歳に到達する男性（共済年金は男性と女性）の特別支給の老齢・退職年金は、13 年度分は定額部分の支給開始年齢繰り下げに伴い、定額部分のない報酬比例のみの年金となっていること
- ・給付率の小さい年金が年々加わってくること

（給付率は、昭和 2 年 4 月 1 日以前生まれの 1000 分の 7.308 から昭和 21 年 4 月 2 日以後生まれの者の 1000 分の 5.481 まで、生年度に応じて徐々に小さくなるように定められている。）

- ・年金の物価スライドは、10、11 年度がそれぞれ 1.8%、0.6% 引上げであったが、8、9 年度、12、13 年度は据え置きであったこと

表 31 平均加入期間の推移
—老齢・退年相当の老齢・退職年金—

年度末	厚生年金	国共済	地共済	私学共済	農林年金	国民年金	
						新法基礎年金と 旧法国民年金	
平成 7	月 347	月 410	月 405	月 353	月 340	月 241	
8	350	410	405	355	343	251	
9	354	411	407	357	346	260	
10	357	412	408	360	349	268	
11	360	414	408	362	352	276	
12	364	413	410	366	354	284	
13	367	416	410	368	358	292	
対前年度増減差							
8	3	0	0	2	3	10	
9	4	1	2	2	3	9	
10	3	1	1	3	3	8	
11	3	2	0	2	3	8	
12	4	△ 1	2	4	2	8	
13	3	3	0	2	4	8	